

発議案第 26 号

建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を求め  
る意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1  
項の規定により提出します。

令和元年 12 月 10 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆
賛成者	八千代市議会議員	河	野	慎
	同	植	田	進
	同	江	野	澤
	同	花	島	美
	同	官	内	鋭

## 提案理由

国に対し、建設従事者のアスベスト被害者の救済と建設石綿被害者補償基金創設のため、必要な措置を講じることを求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設 を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。

日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることであり、それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

さらに、昭和50年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大である。

特に建設業は、重層下請構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難を伴い、また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給もない。国は、石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事したアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしている。平成29年10月27日、平成30年3月14日の東京高裁、同年8月31日、9月20日には大阪高裁と、続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合10度目となる。

しかし、裁判では時間も費用も掛かり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数いる。

よって、本市議会は国に対し、アスベスト被害者を真に救うために、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求めるとともに、裁判によらず補償と救済が受けられる制度の創設を求めるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベ

スト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を検討すること。

2 建設従事者のアスベスト被害者が、裁判によらず救済と補償が受けられる制度「建設石綿被害者補償基金」の創設を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

国土交通大臣様

環境大臣様